

## 1, 2-ジクロロプロパンの管理濃度等の見直しについて

### 1 これまでの経緯

(1) 1, 2-ジクロロプロパンについては、平成 25 年 8 月に労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正が行われ、この物質が特定化学物質（第二類物質）に追加され、作業環境測定及び結果の評価の対象となった（施行日は平成 25 年 10 月 1 日。ただし、作業環境測定については平成 26 年 10 月 1 日。）。

(2) これに関連し、1, 2-ジクロロプロパンの作業環境測定方法及び管理濃度について、平成 25 年度第 1 回管理濃度等検討会（平成 25 年 6 月 28 日）において検討を行い、同年 10 月 1 日付けで「作業環境評価基準」、「作業環境測定基準」等の関係告示の改正を行った。告示の内容は次のとおり。

#### ● 1, 2-ジクロロプロパン

○管理濃度：10ppm

○測定方法：

試料採取方法：直接捕集方法又は固体捕集方法

分析方法：ガスクロマトグラフ分析方法

#### <備考 1>

管理濃度等検討会では、1, 2-ジクロロプロパンについては、ACGIHのTLVが10ppm、日本産業衛生学会の許容濃度が1ppm（平成 25 年 5 月提案・暫定値）であり、暫定値を管理濃度として採用することはできないため、当面の管理濃度は 10ppm とし、日本産業衛生学会の許容濃度が確定値になった場合に見直すこととされた。

#### <備考 2>

管理濃度等検討会では、1, 2-ジクロロプロパンの測定方法として「固体捕集方法・ガスクロマトグラフ分析方法」のみを議論したが、その後の検討により、「直接捕集方法・ガスクロマトグラフ分析方法」によっても 10ppm の 1/10 まで精度よく測定できることが確認されたため、告示には直接捕集方法と固体捕集方法を併記した。

ただし、直接捕集方法が適用できるのは管理濃度が 10ppm の場合までであり、1ppm の場合には不適であることがわかっている。

## 2 今回の見直しの理由

上記1のとおり告示改正を行った後、平成26年5月に日本産業衛生学会の1,2-ジクロロプロパンの許容濃度が1ppmに確定したため、管理濃度を見直す必要がある。

また、現行の測定方法のうち、直接捕集方法を用いる方法では、新たな管理濃度1ppmの1/10まで精度よく測定することができないため、測定方法についても併せて見直す必要がある。

## 3 改正（案）について

- (1) 1,2-ジクロロプロパンの管理濃度を、現行の10ppmから1ppmに改める。
- (2) 1,2-ジクロロプロパンの試料採取方法を、現行の「直接捕集方法又は固体捕集方法」から「固体捕集方法」に改める。

<現行>

物質名	測定方法		管理濃度	産衛学会、 ACGIH	局排の 性能
	試料採取方法	分析方法			
1, 2-ジクロ ロプロパン	直接捕集方法 又は固体捕集 方法	ガスクロマトグラ フ分析方法	10ppm (2013年)	○産衛学会： 1ppm (2013年提 案、2014年確 定) ○ACGIH： 10ppm (2006年)	有機則 制御風速 (準用)

<改正案>

物質名	測定方法		管理濃度	産衛学会、 ACGIH	局排の 性能
	試料採取方法	分析方法			
1, 2-ジクロ ロプロパン	<u>固体捕集方法</u>	ガスクロマトグラ フ分析方法	<u>1ppm</u>	○産衛学会： 1ppm (2013年提 案、2014年確 定) ○ACGIH： 10ppm (2006年)	有機則 制御風速 (準用)